

平成30年北海道胆振東部地震で被災された中小企業への支援策（1/31時点）

被災された中小企業・小規模事業者の皆様に対して事業継続・再開に向けた各種支援策を講じます。

1. 中小企業・小規模事業者の生業再建支援

○小規模事業者持続化補助金による販路開拓支援

- ・被災事業者が商工会・商工会議所と一体となって経営計画を策定し、販路開拓などの事業再建に取り組む費用を支援します。

◆対象地域：北海道全域

◆対象経費：設備導入（例. 業務用冷蔵庫、工作機械など）

店舗改装（例. 照明設備一新、カウンター設置など）

広告宣伝（例. チラシ・ビラ作成、HP作成、看板製作など）等

◆補助率：2／3 上限額：100万円＜厚真町、安平町、むかわ町＞50万＜その他地域＞

※宿泊・飲食・小売業等は上限100万円

○商店街支援

- ・商店街によるにぎわい創出の集客イベント等に取り組む費用を支援します。[受付終了]

◆対象地域：北海道全域

◆対象経費：イベント開催費（例. 設営費、広報費、印刷・通信費、外注費、謝金、旅費など）

◆補助率：2／3 上限額：100万円

- ・中小企業基盤整備機構（中小機構）において、被災自治体による仮設店舗設置を支援します。

◆対象地域：厚真町、安平町、むかわ町 ◆補助率：10／10

○資金繰り支援

- ・日本政策金融公庫の災害復旧貸付により低利融資を行います（停電による在庫被害にも対応）。

◆対象地域：北海道全域 ◆金利：最低0.26%（中小事業基準利率1.16%より0.9%引き下げ）

- ・セーフティネット保証4号により、一般保証（80%, 2.8億円）とは別枠での信用保証を行います。

◆対象地域：北海道内的一部市町村（詳細は以下中小企業庁ホームページをご参照ください）

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm

◆保証割合：100%保証 ◆保証限度額：無担保8,000万円、普通2億円（別枠）

- ・災害関連保証により、更に別枠で保証します（災害により直接的な被害を受けた方）。

◆対象地域：厚真町、安平町、むかわ町

◆保証割合：100%保証 ◆保証限度額：無担保8,000万円、普通2億円（別枠）

○専門家による経営課題の解決

- ・被災事業者が抱える課題に寄り添った相談対応を行います（よろず支援拠点等）。

○親事業者に対する下請け中小企業への配慮要請

- ・一方的に負担をおしつけないよう、また、従来の取引関係を継続するよう親事業者へ要請を行います。

2. 地域產品の販路開拓支援

（1）輸出

○JETRO等の関係機関が、以下の事業を実施します。

- ①国内外の見本市、展示会等における北海道產品のPR・出店（PR・出店経費等を支援）
- ②海外の量販店やECサイトを活用した販路拡大（バイヤー招聘等を支援）

（2）国内展開

○百貨店や中小機構、商工会等と連携し、以下の事業を実施します。

- ①国内展示会や物産展等での北海道產品のPR・出店（中小機構等が出店費用等を支援）
- ②販路開拓支援ECサイトの「ニッポンセレクト」や「U×U」での特設ページの開設

3. 観光復興支援

○「ふっこう割」等の来訪支援（観光庁）をサポートし、以下の事業を実施します。

- ①国内外メディア招聘等を通じた魅力発信（JETROの海外事務所のネットワークを活用）
- ②経済団体等と連携した地域ブランディング支援（データを活用したデジタルマーケティング等）